

平成23年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人兵庫教育大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成23年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成23年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の設計に係る契約に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

電気の供給の供給を受ける契約では、平成23年度は、複数年契約の2年目にあたるため、契約実績がなかった。

また、自動車の購入に係る契約では、購入価格及び環境性能（燃費）を総合的に評価し、その結果最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。（1台購入）

なお、船舶、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物、について契約実績がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に参加した。
- 本学関係部署に環境配慮契約に関する周知を図った。